第七項中「第二十七条の十二第二十項」を「第二十七条の十二第二十二項」に、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に、「地域再生法第十七条の二第三項の認定」を「計画の認定」に、「係る第一項」を「係る第二項」に、「又は第一項」を「又は第二項」に、「第二十二条の二十九第一項」を「第二十二条の二十九第二項」に、「同条第一項」を「同条第二項」に改める。

第二十条の八第二項第一号中「第二十八条の八第一号」を「第二十八条の八」に改める。

第二十条の十の見出しを「（給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除）」に改め、同条中「第二十七条の十二の五第十四項」を「第二十七条の十二の五第十三項」に改め、同条第二号中「第二十七条の十二の五第五項」を「第二十七条の十二の五第四項」に改め、同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第四十二条の十二の五第二項第二号ロに規定する財務省令で定めるところにより証明がされたものは、同項に規定する中小企業者等（以下この項において「中小企業者等」という。）が受けた中小企業等経営強化法第十三条第一項の認定（同法第十四条第一項の規定による変更の認定を含む。）に係る経営力向上計画（同法第十三条第一項に規定する経営力向上計画をいう。以下この項において同じ。）の写し及び当該経営力向上計画に係る認定書の写し並びに当該経営力向上計画（同法第十四条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下この項において同じ。）に従って行われる同法第二条第十項に規定する経営力向上に係る事業の実施状況につき経済産業大臣に報告した内容が確認できる書類（当該経営力向上が行われたことが当該経営力向上計画に記載された指標（経済産業大臣が認めるものに限る。）の値により確認できるものに限る。）を確定申告書等に添付することにより証明がされた当該中小企業者等とする。

第二十条の十に次の四項を加える。

3　施行令第二十七条の十二の五第十八項第一号イに規定する財務省令で定める費用は、同号に規定する教育訓練等（以下この条において「教育訓練等」という。）のために同号イに規定する講師又は指導者（以下この項において「講師等」という。）に対して支払う報酬、料金、謝金その他これらに類するもの及び講師等の旅費（教育訓練等を行うために要するものに限る。）のうち当該法人が負担するもの並びに教育訓練等に関する計画又は内容の作成について当該教育訓練等に関する専門的知識を有する者（当該法人の役員（法第四十二条の十二の五第三項第二号に規定する役員をいう。）又は使用人である者を除く。）に委託している場合の当該専門的知識を有する者に対して支払う委託費その他これに類するものとする。

4　施行令第二十七条の十二の五第十八項第一号ロに規定する財務省令で定める費用は、コンテンツ（文字、図形、色彩、音声、動作若しくは映像又はこれらを組み合わせたものをいう。以下この項において同じ。）の使用料（コンテンツの取得に要する費用に該当するものを除く。）とする。

5　施行令第二十七条の十二の五第十八項第三号に規定する財務省令で定める費用は、授業料、受講料、受験手数料その他の同号の他の者が行う教育訓練等に対する対価として支払うものとする。

6　施行令第二十七条の十二の五第十九項に規定する財務省令で定める書類は、法第四十二条の十二の五第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される同条第一項第三号に規定する教育訓練費の額及び当該事業年度における同条第三項第十一号に規定する比較教育訓練費の額又は同項第十二号に規定する中小企業比較教育訓練費の額に関する次に掲げる事項を記載した書類とする。

一　施行令第二十七条の十二の五第十八項各号に定める費用に係る教育訓練等の実施時期

二　当該教育訓練等の内容

三　当該教育訓練等の対象となる法第四十二条の十二の五第三項第二号に規定する国内雇用者の氏名

四　その費用を支出した年月日、内容及び金額並びに相手先の氏名又は名称

第二十条の十五の見出しを「（情報流通円滑化設備の特別償却）」に改め、同条第一項中「第一条第一項第一号」を「第一条第一項第二号」に改め、「のうち同令第二条第一号に掲げる特定電気通信設備に該当するもの」を削り、同条第二項中「第二十八条の八第一号」を「第二十八条の八」に改める。

第二十条の十九を削る。

第二十条の二十中「第二十九条の四第一項」を「第二十九条の三第一項」に、「第四十七条第一項」を「第四十六条の二第一項」に改め、同条を第二十条の十九とし、同条の次に次の一条を加える。

（企業主導型保育施設用資産の割増償却）

第二十条の二十　施行令第二十九条の四第一項第一号に規定する財務省令で定めるものは、滑り台、ぶらんこ、ジャングルジムその他の遊戯用の構築物で、幼児（児童福祉法第四条第一項第二号に掲げる幼児をいう。次項において同じ。）に使用させるためのものとする。

2　施行令第二十九条の四第一項第二号に規定する財務省令で定めるものは、遊戯具、家具及び防犯設備（事業所内保育施設（法第四十七条第一項に規定する事業所内保育施設をいう。次項及び第四項において同じ。）を利用する児童福祉法第四条第一項第一号に掲げる乳児及び幼児が犯罪により被害を受けることを防止し、その安全を確保するために設置される器具及び備品をいう。）とする。

3　法第四十七条第一項及び第二項に規定する財務省令で定めるものは、同条第一項に規定する企業主導型保育施設用資産（同条第二項の規定の適用を受ける場合には、同項に規定する企業主導型保育施設用資産）に係る事業所内保育施設における同条第一項に規定する保育事業の運営費につき交付を受ける子ども・子育て支援法第五十九条の二第一項の規定による助成を行う事業に係る助成金とする。

4　施行令第二十九条の四第二項に規定する財務省令で定める書類は、法第四十七条第一項の規定の適用を受けようとする法人が同項の新設又は増設に係る事業所内保育施設とともに同項に規定する幼児遊戯用構築物等の取得又は製作若しくは建設をすること及び当該法人が当該事業所内保育施設につき子ども・子育て支援法第五十九条の二第一項の規定による助成を行う事業に係る助成金の交付を受けることが確認できる書類とする。

第二十一条の十八の二第一項中「及び第四号」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「認定計画等」を「認定計画」に改め、同項を同条第二項とする。

第二十一条の十八の三第三項中「認定計画等」を「認定計画」に改める。

第二十二条の二第四項中「及び第六十五条第四項」を「（法第六十五条第三項において準用する場合を含む。）又は第六十五条第三項若しくは第四項」に、「の各号の区分に応じ」を「の各号の区分に応じ」に改め、同項各号中「応じ」を「応じ」に改め、同条第五項中「第六十四条の二第十五項」の下に「（法第六十五条第三項において準用する場合を含む。）又は第六十四条の二第八項」を「（法第六十四条の二第八項又は第六十五条第一項」に改め、同項第五号中「又は第六十四条の二第八項」を「、第六十四条の二第八項又は第六十五条第一項」に改め、同項第七号中「において」を「（法第六十五条第三項において準用する場合を含む。）又は第六十五条第三項において」に、「これらの規定」を「法第六十四条第八項」に改め、同条第六項中「及び第二項」を削り、「収用等」を「同項に規定する収用等（法第六十五条第三項において準用する場合にあつては、同条第一項に規定する換地処分等）」に、「これらの規定に」を「法第六十四条の二第一項に」に、「同条第一項に」を「同項に」に、「同条第一項又は第二項（これらの規定を」を「同条第一項（に改め、「第六十四条の二第十三項」の下に「（法第六十五条第三項において準用する場合を含む。）」を加え、「及び施行令第三十九条第三十二項」を削り、「財務省令で定める書類は、第四項に規定する書類のほか」を「明細書の添付には」に改め、「記載した書類」の下に「の添付」を加え、同条第九項中「第六十四条の二第三項」の下に「（法第六十五条第三項において準用する場合を含む。）」を加え、「事項と」を「事項（法第六十四条の二第二項に規定するやむを得ない事情があるため、同項に規定する収用等（法第六十五条第三項において準用する場合に